**「令和４年度　炭鉄港めし活用事業」**

**委託業務プロポーザル企画提案指示書**

１　委託する業務名

「令和４年度　炭鉄港めし活用事業」委託業務

２　委託業務の目的等

炭鉄港地域の伝統的な食文化「炭鉄港めし」と、炭鉄港を直接想起させるような新たな炭鉄港めしの、炭鉄港地域における定着、地域内外での炭鉄港めしの認知向上及び炭鉄港地域への周遊促進を図る。

３　業務の概要等

（１）業務の内容

既存の炭鉄港めし及び炭鉄港を直接想起させるような新たな炭鉄港めしのレシピアイディアを募集、審査し、炭鉄港地域の飲食店等で継続的に販売できるメニュー開発を行う。

炭鉄港地域の周遊を目的として、炭鉄港めしを食べることのできる各地の店舗や、構成文化財等をチェックポイントとした炭鉄港めしスタンプラリーを行う。

炭鉄港めしの炭鉄港地域での定着、周知を目的として、各地域のお祭りやイベントに炭鉄港めしブースを展開する。

令和２年度事業で作成した炭鉄港めしパンフレットに掲載できなかった、炭鉄港と歴史的つながりのある店舗や、既に炭鉄港のイメージ商品を販売している店舗、開発メニューを販売している店舗の周知を主目的として、炭鉄港めしパンフレットの第２弾を作成する。

（２）業務の執行

ア　炭鉄港めしメニュー開発

（ア）炭鉄港めしのレシピアイディア募集

・　炭鉄港の歴史に関わりのある炭鉄港めしのアレンジレシピ及び、炭鉄港を直接イメージさせるレシピの２種類募集を行うこと。

・　メニュー開発の元となるレシピアイディアはインターネットでの公募とすること。

・　レシピ案には、盛り付け写真、レシピのコンセプト等のコメントを添付させること。

（イ）レシピ選考

・　上記のアイディアからメニュー化するレシピの選考を行うこと。

・　レシピの商品化にあたり、日本遺産「炭鉄港」、炭鉄港地域の食文化の有識者を審査員に加えること。

・　販売経路の有無及び地域、アレンジレシピとイメージレシピの偏りを総合的に勘案し、選定メニューを決定する審査方法とすること。

（ウ）選定メニューの販売店舗の確保

・　開発商品の販売先は炭鉄港地域を含むこと。

・　事業者応募のレシピが選定される場合は、その事業者の店舗での販売とすること。

・　一般応募のレシピが選定される場合は、メニュー化し、販売する店舗を確保すること。

・　開発メニューの販売は、事業期間中の限定ではなく、なるべく本事業終了後も取り扱うよう、店舗へ依頼すること。

イ　炭鉄港めしパンフレット作成

・　炭鉄港めしを提供する店舗紹介を中心としたパンフレットとし、下記の店舗を掲載すること。

（ア）（２）－アで選定した炭鉄港めしの販売店舗

（イ）炭鉄港の歴史に関わる店舗

（ウ）既に炭鉄港をイメージする商品を販売している店舗

・　パンフレットとしての機能を十分に発揮できるものとすること。

・　掲載店舗、該当市町、事務局との連携を重視すること。

・　パンフレットの部数は3,000部以上とする。

ウ　炭鉄港めしスタンプラリーの開催

・　チェックポイントは炭鉄港めし（イメージも含む）を販売している店舗を含むこと

・　オンライン形式でのスタンプラリーとすること。

・　地域周遊を促す効果的なプロモーションを行うこと。

・　新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した内容とすること。

エ　イベント等への炭鉄港めしブース出店

・　炭鉄港の認知度向上に繋がる出店候補や、内容とすること。

（３）成果品の納品

ア　（２）－アで使用する広告サンプル（納品形式は適宜（データ、紙等））

イ　（２）－イで作成する炭鉄港めしパンフレット及びデータ（pdf、ai）

ウ　（２）－エで作成した製作物（適宜）

エ　実績報告書（Ａ４　２部及びデータ（ＣＤ－Ｒ等１枚））

４　提案にあたっての留意事項

（１）受託者は、本委託業務に伴い発生する著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、当振興局に譲渡すること。

（２）受託者は、当振興局及び当振興局が指定する第三者に対し、本委託業務に伴い発生する著作者人格権を行使しないこと。

（３）新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針等を踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

５　契約期間

委託契約締結日から令和５年２月28日（火）まで。

６　予算上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

７　選定業者数

１者を選定する。

８　企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

（１）単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。

（３）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（４）北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）次掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（８）コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

９　参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和４年６月１６日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

（１）別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」

（２）参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書または法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書または住民票

（３）参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（２）の書類及びコンソーシアム協定書の写し

（４）道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写し可）

（５）道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写し可）

（６）税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写し可）

（７）暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書

（８）次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第１号様式））

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

10　企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道からの企画提案書提出の要請を受けた者は、「令和４年度　炭鉄港めし活用事業」委託業務の企画提案書を提出してください。

11　企画提案書の作成方法

（１）文章を保管するためにイラストや図表などを使用しても良いが、社名ロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切使用しないこと。

（２）企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いること。

（３）企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。

（４）提出部数は10部提出すること。

（５）提出部数10部のうち、１部は提案企業名、個人名を記載したもの、残り９部は、Ａ社、Ｂ社、Ｃ主任研究員、などと匿名により記載すること。

（６）匿名で記載する９部について、表紙を含む提案書全頁において、提案企業名、個人名の記載がないことを提出前に確認すること。

（７）提案内容は、すべて企画提案書に記載すること。既存パンフレット等の添付については受理しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。

（８）提出された企画提案書の全部または一部について、変更、追加及び削除は認めない。

12　プレゼンテーションの実施

（１）企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施する。

（２）日時、場所、留意事項等は別途通知する。

（３）プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。

（４）企画提案書を提出した事業者が５者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位５者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

13　企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

（１）実施体制及び業務処理計画

ア　実施体制（10点）

・　適切な労務管理や財務管理の体制が整備されており、業務実施体制が整っているか。

イ　業務処理計画（15点）

・　事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。

・　関係団体との打ち合わせ期間の十分な確保など、事業全体のスケジュールに適切な余裕があるか。

（２）業務遂行能力

ア　類似業務実績（10点）

・　過去の実績等から、当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

イ　業務に必要な知見（10点）

・　地域遺産活用をはじめとする当該業務に必要な知見及び実績を有しているか。

・　関係者等との連携による円滑な事業運営が期待できるか。

（３）企画提案内容

ア　炭鉄港めしメニュー開発の提案内容（20点）

・　応募期間を十分に設けているか。

・　選考にあたっての有識者の選定は適切か。

・　一般応募のレシピのメニュー化を行う協力店の確保は為されているか。

イ　炭鉄港めしパンフレット作成の提案内容（15点）

・　デザイン、大きさ、ページ数などパンフレットとしての規格は適切か。

・　令和２年度事業で炭鉄港推進協議会が作成した「炭鉄港めしパンフレット」と差別化された掲載内容になっているか。

ウ　炭鉄港めしイベントの提案内容（20点）

・　地域周遊を促す効果的なプロモーション、参加方法となっているか。

・　新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した内容になっているか。

・　出店の規模、出店先のイベントの規模・趣旨は炭鉄港めしブースを出店するのに適切か。

14　参加表明・企画提案に係る留意事項

（１）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。

（２）企画提案の採否については、文書で通知します。

（３）参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。

（４）提出された参加表明書または企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示条号（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

（５）採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。

（６）提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。

（７）提出期限以降における参加表明書または企画提案書の差替え、再提出は認めません。

15　問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558　岩見沢市８条西５丁目

炭鉄港推進協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：毛利

電話番号　　0126-20-0034（直通）

ＦＡＸ番号　0126-25-8144